

江田島市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等による危険から市民の生命・財産を守るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）及び広島県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に基づき、危険住宅の移転（除却等のほか、代替住宅の建設又は購入を含む。ただし、市内転居に限る。）を行う者（以下「住宅移転者」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、交付金要綱及び県交付要綱において使用する用語の例によるほか、「危険住宅」は、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の各号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、県が是正勧告等を行ったものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定に基づき県が条例で指定した災害危険区域
- (2) 建築基準法第40条の規定に基づき県が条例で建築を制限している区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき県が指定した土砂災害特別警戒区域

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる経費等は、別表のとおりとする。ただし、交付金要綱附属第Ⅲ編表イ-16-(12)-1がけ地近接

等危険住宅移転事業に係る限度額等が改正された場合は、同日付
けで改正されるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする住宅移転者は、がけ地近接
等危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号
に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 危険住宅の所有権を証明する書類

(2) 市税等の滞納がないことを証明する書類

(3) 事業実施計画書(危険住宅・移転先住宅の平面図及び配置
図並びに工事見積書)

(4) 資金計画書(様式第2号)

(5) 金融機関等の貸付契約書の写し(危険住宅の除却のみの場
合を除く。)

(6) 移転先住宅の土地の所有権又は土地の利用に関する所有
権以外の権利を証明する書類(危険住宅の除却のみの場合を
除く。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請があった場合は、その
内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、がけ地近接等危
険住宅移転事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により住宅
移転者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第3項の規定により付する条件は、次のとおり
とする。

(1) 補助対象事業の内容を変更する場合又は補助金の額に変
更が生じる場合は、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業
補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、がけ
地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更決定通知書(様式
第5号)による承認を受けること。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかにが

け地近接等危険住宅移転事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し，承認を受けること。

- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は，がけ地近接等危険住宅移転事業完了期日変更報告書（様式第7号）により，速やかに市長に報告し，これに対する指示を受けること。

2 市長は，前項に規定するもののほか，補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 住宅移転者は，補助対象事業が完了したときは，次項に規定する期限までに，がけ地近接等危険住宅移転事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書類（危険住宅・移転先住宅の平面図，精算設計書及び着手前後の写真）
(2) 資金調達書（様式第9号）
(3) 金融機関等の貸付証明書（危険住宅の除却のみの場合を除く。）
(4) 支出証拠書類（契約書，請求書及び領収書）の写し
(5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第8条 市長は，前条の実績報告書が提出された場合は，速やかにその内容の審査（現地調査を含む。）を行い，適合すると確認したときは，交付すべき補助金の額を確定し，がけ地近接等危険住宅移転事業補助金額確定通知書（様式第10号）により住宅移転者に通知するものとする。

2 実績報告に係る提出期限は，補助対象事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する市の会計年度の3月10日のいずれか早い日とする。

（補助金の請求）

第9条 住宅移転者は，前条の規定による通知を受けたときは，速

やかにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金請求書（様式第 1 1 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 1 0 条 市長は，住宅移転者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 規則又はこの要綱に違反したとき。

（2） 金融機関等の貸付契約の解除があったとき。

（指導監督検査）

第 1 1 条 市長は，住宅移転者に対し，補助対象事業に関する報告を求め，又は必要な指示を行い，若しくは職員をして必要な検査をさせることができる。

（帳簿等の備付け）

第 1 2 条 規則第 2 2 条に規定する市長が定める期間は，補助対象事業の完了した日から起算して 5 年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

（暴力団の排除）

第 1 3 条 市長は，事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは，前条までの規定にかかわらず，補助金を交付しないものとする。

（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2） 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は，補助金の交付決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは，第 6 条第 1 項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

附 則

この要綱は，平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

経費区分	限度額	補助対象事業の内容
危険住宅の除却等に要する経費 (除却費等)	1戸当たり802千円を限度とする。	住宅移転者に対して危険住宅の除却等に要する経費を交付する事業
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費 (建設助成費)	1戸当たり4,150千円(建物3,190千円,土地960千円)を限度とする。ただし,特殊土壌地帯,地震防災対策強化地域,保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊対策危険区域及び出水による災害危険区域については,1戸当たり7,227千円(建物4,570千円,土地2,060千円,敷地造成597千円)を限度とする。	住宅移転者に対して,危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において,当該借入金利子(年利8.5%を限度とする。)に相当する額の経費を交付する事業

備考

- 1 特殊土壌地帯とは,特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年法律第96号)第2条第1項の規定により指定される地帯をいう。
- 2 地震防災対策強化地域とは,大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定により指定される地域をいう。
- 3 急傾斜地崩壊対策危険区域とは,急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定される区域をいう。
- 4 災害危険区域とは,建築基準法第39条第1項の規定によ

り指定する津波，高潮，出水等による危険の著しい区域をいう。